

## もくじ

### 序 章 会計を学ぶ前に

- [ 1 ] 会計とは . . . . . 1
- [ 2 ] 会計と法律 . . . . . 5

### 第 1 章 企業会計原則と一般原則

- [ 3 ] 企業会計原則について . . . . . 1 3
- [ 4 ] 一般原則 . . . . . 3 3
- [ 5 ] 重要な注記事項 . . . . . 4 1

### 第 2 章 損益計算書に関する原則

- [ 6 ] 発生主義の原則 . . . . . 4 9
- [ 7 ] 費用収益対応の原則 . . . . . 5 5
- [ 8 ] 実現主義の原則 . . . . . 6 1

### 第 3 章 貸借対照表に関する原則

- [ 9 ] 貸借対照表完全性の原則 . . . . . 6 9
- [10] 費用配分の原則 . . . . . 7 5

### 第 4 章 新しい会計基準

- [11] 工事契約に関する会計基準 . . . . . 8 3
- [12] 金融商品に関する会計基準 . . . . . 8 9
- [13] 棚卸資産の評価に関する会計基準 . . . . . 9 5
- [14] 繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い . . . 1 0 1
- [15] 財務会計の概念フレームワーク . . . . . 1 0 5



## 2. 経過勘定項目について

「発生主義の原則」の後には、企業会計原則[注5]が続きます

[注5] 経過勘定項目について(損益計算書原則一のAの2項)

### (1) 前払費用

買い手

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、前払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。

### (2) 前受収益

売り手

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の収益となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、前受収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。

### (3) 未払費用

買い手

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過に伴い既に当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、未払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。

### (4) 未収収益

売り手

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。従って、このような役務に対する対価は時間の経過に伴い既に当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、未収収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。

ここに出てくるハナシは、すべて「一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う(または受ける)」というのが前提になっています。例えば「家賃を払って部屋を借りる」場合は・・・

- ・「家賃を支払う」……対価の支払い
- ・「部屋を借りる」……役務の提供(を受ける)

という契約です。「役務の提供」は時間の経過とともに続いていくものですが、「対価の支払い」はタイミングのハナシです。支払家賃としての費用は「支出」のタイミングで記録しますが、役務の発生は「期間」なので、払った家賃の金額を→役務が発生した「期間」に正しく割り当てなければならない…というのが発生主義の考え方です(^o^)

ところで…

貸借対照表を見ると「財政状態」がわかるはず。損益計算書を見れば「経営成績」がわかるはず。

|               |              |
|---------------|--------------|
| 貸借対照表         | 損益計算書        |
| 正味財産<br>100万円 | 純利益<br>100万円 |

7/1に火災保険料12,000円を支払ったとき、帳簿にはこのような記録(=<sup>しわけ</sup>仕訳)がなされます。

| 借方科目      | 金 額    | 貸方科目 | 金 額    |
|-----------|--------|------|--------|
| 支 払 保 険 料 | 12,000 | 現 金  | 12,000 |

使用可能な勘定科目…現金・支払保険料

3/31の決算日には、3,000円が来年分であるという仕訳をします。

| 借方科目      | 金 額   | 貸方科目      | 金 額   |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 前 払 保 険 料 | 3,000 | 支 払 保 険 料 | 3,000 |

使用可能な勘定科目…前払保険料・支払保険料

簿記の世界では、左に書くか？右に書くか？でプラスマイナスを表します。上記の場合、決算日の仕訳をすることで支払保険料が $12,000 - 3,000 = 9,000$ 円が今年の分…ということです。「前払保険料」は、企業会計原則[注5]で言うところの「前払費用」です。このハナシが火災保険料だったので、仕訳としては「前払保険料」という書き方をしています。大ざっぱに言うと、こんなカンジで影響してきます。

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 貸借対照表          | 損益計算書           |
| 前払費用<br>3,000円 | 支払保険料<br>9,000円 |

### 3. 費用収益の期間<sup>きぞく</sup>帰属

「発生主義」とは、費用や収益が「どの期間に属するか？」を決めるための考え方です。「今年の利益はいくらになるか？(＝期間損益)」を計算する上で、費用や収益が「今年に属するか？」それとも「来年に属するか？」の問題はものすごく重要です。

期間帰属の考え方は、全部で3つあります(^o^)

①現金主義

②発生主義

③実現主義

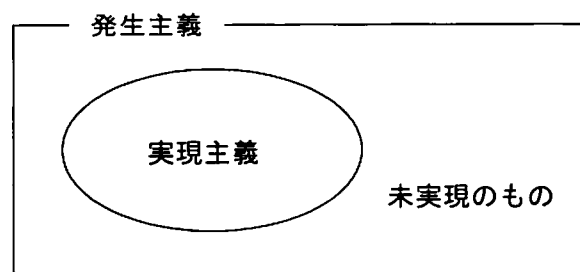
①の現金主義は、収入・支出のタイミングがいつだったか？によって期間帰属を決定します。②の発生主義では、「どの期間に属するか？」をおカネの収入・支出にかかわらず、本来それが発生した期間に属するものと考えます。③の実現主義は、実は「収益」についてはこの「実現主義」で期間帰属を決めることになっています。発生の事実だけでなく「実現したもの」だけが、その期の収益としてカウントされます。実現主義についてはまた詳しく後述します。

発生主義の定義をベースにして、「現金主義」を定義するとしたら？こんなカンジです(^o^)

すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上<sup>する</sup>し、~~その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。~~

現金主義は「現金」の出入りに基づくので、決算日までに販売した「売上」でも→代金回収が決算日を超えると「来年扱い」になります。逆に？お金だけ先に預かっていたら→納品してなくても「今年扱い」です。費用についても同様で、仕入れてきた商品の代金支払いが済んでいれば→すべて「今年費用」であり、それが売れたのか？まだ倉庫に残ってるのか？は全くカンケーありません。こうなると？正しい期間損益計算をすることは不可能になってきます(^\_^;)

現金主義と発生主義の関係は、「どのタイミングでカウントするか？」の違いです。発生主義と実現主義の関係は、図で示すこんなカンジです。企業会計原則の「発生主義」に関する文中で、「ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない」というのが出てきますが、図で示した楕円形○の外にあるものは今年の計算にカウントしないという意味です。



## 4. 総額主義の原則

企業会計原則「損益計算書原則」の、2つめに出てくるのは「総額主義の原則」です(^o^)

費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

実は、「貸借対照表原則」にも同じように「総額主義の原則」が出てきます。以前用いられていた「資本」という用語が、今は「純資産」に変わっているのをそれを書き直したらこんなカンジになります。

資産、負債及び純資産は総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

例えば？「10,000円の売上のために、500円の発送費がかかった」という場合、「売上」という収益と「発送費」という費用がカウントされます。よく考えたら(ー\_ー)？9,500円しか儲かってないけれど…

- ① 10,000円－500円＝9,500円 …とカウントする
- ② 9,500円だけをカウントする

総額主義とは①のようにしなければならないという意味です。結果だけ考えたらどちらでカウントしても同じカンジがするかもですが、②の方法だと元々は10,000円のハナシだったという「取引規模」が記録に残りません。そのことが最終的には「真実な報告」をゆがめる結果になるのです。

「100万円の純利益を稼ぎ出した会社」が2社あったとして、各社の損益計算書がこんなカンジだったとします。

| A 社           |              | B 社           |             |
|---------------|--------------|---------------|-------------|
| 費 用<br>900万   | 収 益<br>1000万 | 費 用<br>300万   | 収 益<br>400万 |
| 純 利 益<br>100万 |              | 純 利 益<br>100万 |             |

A社の場合は、収益全体が1,000万円で純利益が100万円なので→純利益率は10%です。B社の場合は、収益全体400万円に対しての純利益100万円なので→純利益率は25%ということです。フツーに考えると？A社とB社は全く違う業種のはずです。物販業とサービス業という違いだけでも、この割合は変わってきます。

## 〔7〕費用収益対応の原則

月 日( )

### 1. 費用収益対応の原則とは

「費用収益対応の原則」とは、「損益計算書原則－C」に書かれていることを指しています(^o^)

費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

「エビでタイを釣る」ということわざについて。いろんな解釈があるかも知れませんが、ここでは「儲けるためには元手が必要」と考えることにします。



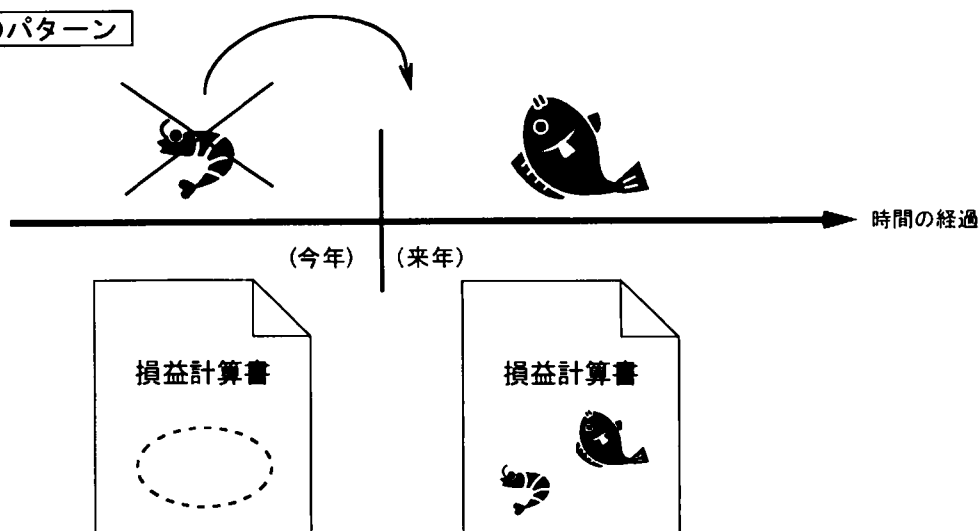
会計の世界では、エビのことを「費用」、タイのことを「収益」と言います。別の言い方をすれば、エビは企業の「努力」であり、タイはその「成果」とみなすことも出来ます。フツーは？1年間でたくさんエビを使って→たくさんタイが釣れます。それを「どのエビで、どのタイが釣れたのか？」がわかるようにペアにしなければならない…というのが、「費用収益対応の原則」の意味するところです。

エビとタイの対応パターンは、①「個別(直接)的対応(＝プロダクツ的対応)」と、②「期間(間接)的対応(＝ピリオド的対応)」があります。実際には、努力と成果の結びつきが直接分かる場合と、そうでない場合があります。直接対応が難しいときは「期間」で対応させることにしています。

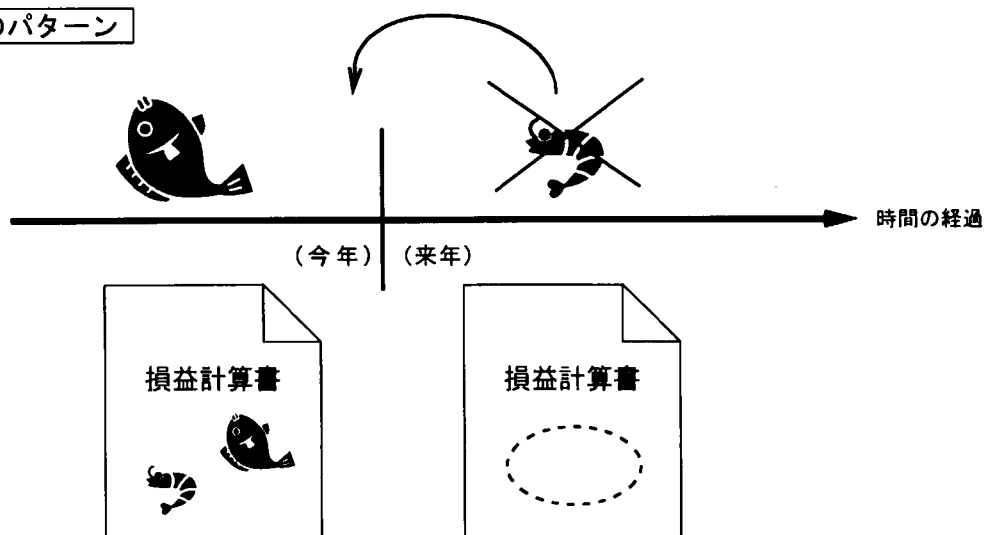
例えば？「売上高」と「売上原価」は、どの商品が売れて→どの売上になった…と個別対応させることが出来ます。釣りの場合も「どのエビ」と「どのタイ」はおそらくマッチング出来ると思います。ところが受取利息のような「営業外収益」と支払利息のような「営業外費用」の場合は…「どの受取利息」と「どの支払利息」というような個別対応は出来ません。なので、「今年に属するもの」というカンジで期間対応させています。

プロダクト対応にしても？ピリオド対応にしても？同じ会計期間(4/1-3/31とか)にエビとタイがいればいいですが、タイミングがズレて？年度をまたがるときも多々あります。次の〔8〕実現主義の原則で詳しくベンキョーしますが、タイの場合は「実際に釣れる前にカウントしてはいけない」と決められています。なので、エビとタイをペアにしようと思ったら、必然的に「タイ」の都合に合わせることになります。

エビが先のパターン



タイが先のパターン



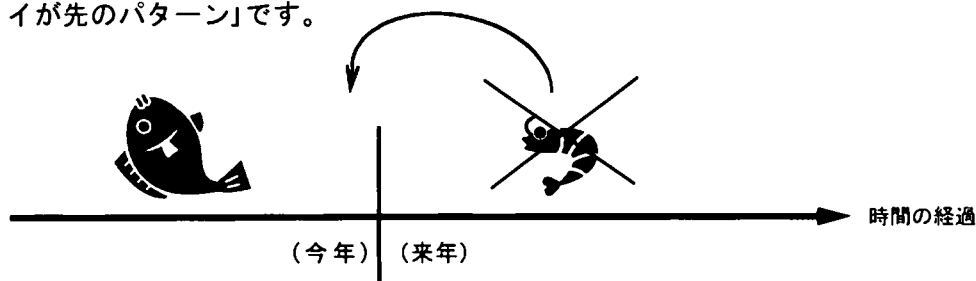
「タイが先のパターン」とは、例えば…

- ・ 商品を買った後に、アフターサービスが必要…とか
- ・ 大口の得意先には、後日リベートを払うことになっている…とか、そんなカンジです。

会計の世界では、釣れたタイが後からエビを食べる(?)とわかっているなら？あらかじめ、そのタイのためにエビを用意しておかなければなりません。ベンキョーの言葉では、あらかじめ用意するエビのことを「引当金<sup>ひきあてきん</sup>」と言います。

## 2. 会計上の引当金 ひきあてきん

引当金は「タイが先のパターン」です。



企業会計原則の[注18]に、引当金のこといろいろ書いてあります。

[注18] 引当金について(貸借対照表原則四の(一)のDの1項、(二)のAの3項及びBの2項)

将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

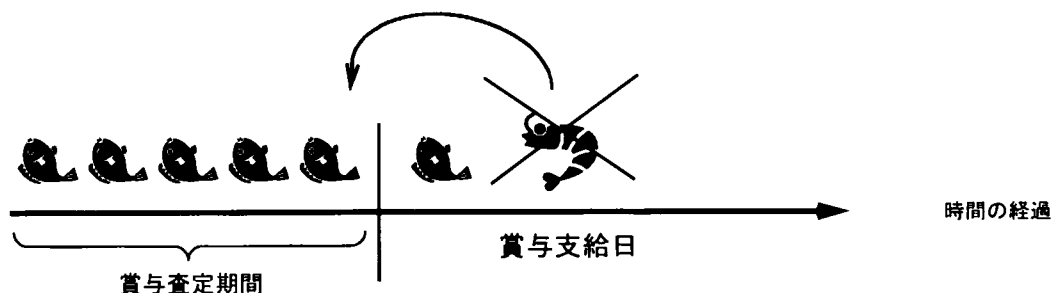
製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

「退職給与引当金」は、新しい会計基準が出来てから「退職給付引当金」に名称が変わりました。前半部分には、「どんな場合に引当金を計上しても良いのか？(＝計上要件)」が書かれています。まとめると、こんなカンジです。

- ① 将来の特定の費用又は損失であること
- ② その発生が当期以前の事象に起因していること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ 金額を合理的に見積ることが出来ること

例えば？「賞与引当金」については、こんなイメージです。

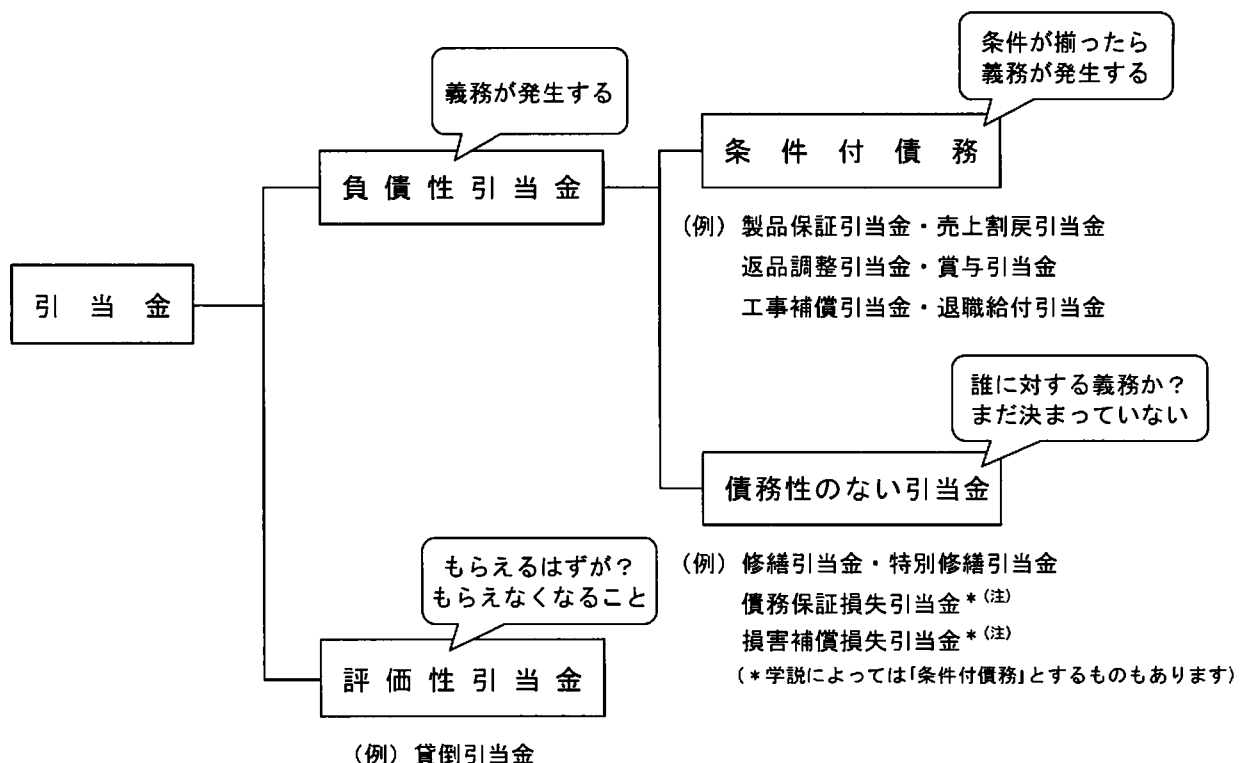


「引当金の計上要件(4つ)」の意味を、メチャメチャ大ざっぱに言うと? 「釣ったタイが、後からエビを食べられるケース」…ってことです。当てはまるなら、あらかじめエビを用意しないといけません。賞与引当金で言うと、実際に「賞与」というエビが食べられるのは支給日ですが、そのときにエビを用意するのではなくて、あらかじめ査定期間中にエビを用意しておきましょう…実務だったらエビを小さくちぎって、それぞれの小さなタイに対応させる(=月次決算)場合がほとんどです。

会社法や法人税法上の引当金についてはここでは省略しますが、会計上の引当金とはまた違った定義になっています。特に、税法上の引当金はとても少なく、現在では「貸倒引当金」と「返品調整引当金」しか認められていません。税法上の引当金は範囲が狭い上に、認められているものでも「いくらまでOKか?」という限度額が決められています。その理由も考えてみてください(\*^\_^\*)

### 3. 引当金の分類

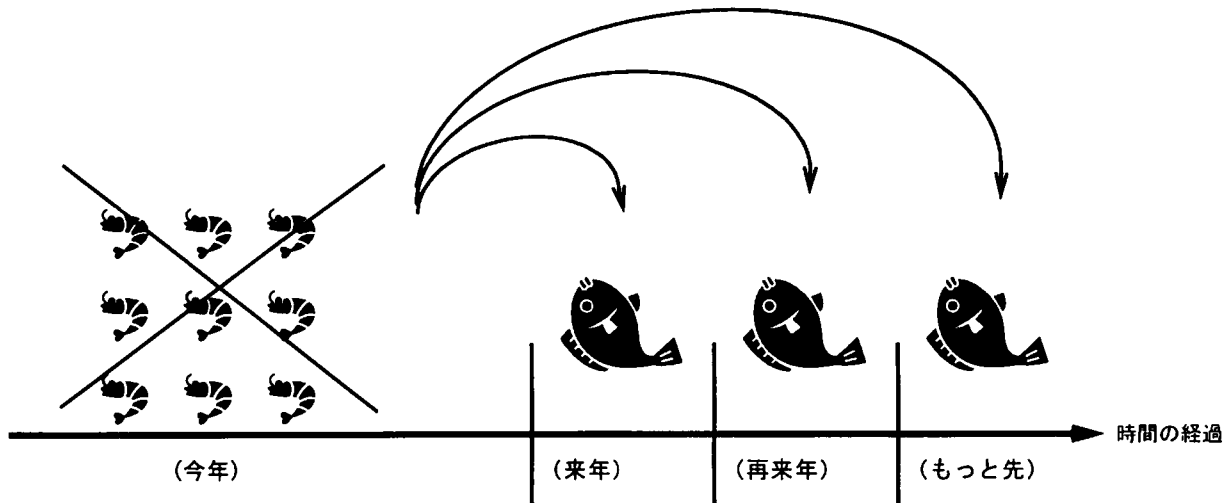
会計上の引当金は、次のように分類することができます。



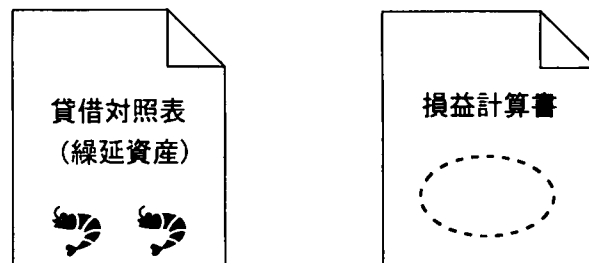
注解18に例示されているものでは、「貸倒引当金」だけが評価性引当金(=資産の部に記載)に分類されます。その他はすべて負債性引当金(=負債の部に記載)です。負債性引当金はさらに、債務性があるか否か?によって「条件付債務(債務性あり)」と「債務性のない引当金」に分類することができます。

#### 4. 繰延資産の容認根拠

繰延資産は「エビが先のパターン」ですが、ダイナミック(?)なハナシです。



たくさんのエビを使って、しばらく反応がない…そして来年以降にタイが釣れ続ける！という場合が繰延資産です。これもタイの都合に合わせないといけないので、「たくさんのエビ」は来年以降にはばらまかれることになります。



繰延資産は、本来なら「費用」になるものを一時的に「資産」として処理しています。費用だったら「損益計算書」に載ってくるので、そのとき使った全額が純利益に影響します。「資産」とすることで、損益計算書ではなく「貸借対照表」に載るようにして→タイが釣れるタイミングに合わせて少しずつエビを並べていく方法を言います。

繰延資産のもっと詳しい内容については〔14〕繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い でペンキョーします…が、この会計処理が認められている根拠が「費用収益対応の原則」であるということは先に知っておいてください。費用としては「支出」に基づいているので(=発生主義)、フツーなら「資産」になるはずはないけれど、費用と収益を対応させようとする→「収益」が将来にわたるので、それに「費用」を合わせている…ことになります。

なお、繰延資産の処理は「強制(=しなくてはならない)」ではなく、「容認(=してもよい)」です。その容認される根拠として「費用収益対応の原則」が挙げられるということです。